

# 三井住友銀行の金融機関向けインターネットディーリングシステム

## 「i-Deal（インターバンク決済対応版）」利用規定

(2020年8月改定)

### 1 i-Deal（インターバンク決済対応版）および i-Deal 利用規定について

i-Deal（インターバンク決済対応版）とは、株式会社三井住友銀行（以下「当行」といいます）が、法人会員制インターネット窓口 ValueDoor（以下「ValueDoor」といいます）にて、外国為替先物予約取引（以下、「為替予約取引」といいます）および付随する各種機能を提供するサービス（以下「本サービス」といいます）です。

i-Deal 利用規定（以下「本規定」といいます）は、本サービスの利用に関して定めたものです。本サービスの申込人（以下、「契約者」といいます）は、本規定および ValueDoor 利用規定の内容を理解した上で、申し込むものとし、当行がこれを承認して契約者に対し本サービスを提供するに際しては、当行と契約者との間に本規定および ValueDoor 利用規定が適用されるものとし、当行と契約者との間に本規定および ValueDoor 利用規定が抵触する場合には、本規定が優先されるものとし、

### 2 本サービスの内容等

#### (1) i-Deal の内容

当行は、本サービスの全部または一部を本条(2)項にて定める端末を用いてログインした契約者に提供します。また、本サービスには以下の各機能があります。

- ① 為替予約取引の締結
- ② 為替予約取引に付随する各種照会
- ③ 為替予約期日到来や契約者による設定情報等に関する通知
- ④ 当行提示の公表相場や、外国為替レートの照会・通知
- ⑤ アナリストレポート等各種相場情報照会
- ⑥ 株式会社 時事通信社（以下「時事通信社」といいます）提供の市況情報照会

#### (2) 利用環境

本サービスの利用は、インターネットに接続されている等の当行所定の環境を備えた端

末（以下「端末」といいます）を占有・管理する契約者に限ります。但し、当行所定の環境が備わっていても、契約者側で個別の設定がなされている等の事情がある場合には利用できないことがあります。また、機能によっては利用に際し、当行所定のソフトウェアを端末に導入されていることが必要な場合があります。

### (3) 利用可能な取引の範囲

本サービスは、日本国内でのみ利用できるものとします。

### (4) 取扱通貨

取扱通貨は、当行所定の通貨とします。なお、機能によって取扱対象通貨が異なることがあります。また、当行は、各国通貨当局の規制や相場状況、契約者の取引状況等により、事前の通知なく、全部または一部の通貨の取扱を停止することがあります。

### (5) サービス取扱日・取扱時間

本サービスの取扱日・取扱時間は、当行所定の取扱日・取扱時間内とします（機能によって、取扱日・取扱時間が異なる場合があります）。また、当行はこの取扱日・取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

### (6) 画面ロック機能・自動ログアウト機能

i-Deal は一定時間（契約者が当行所定の時間以内で任意に設定可能）画面操作がない場合に、パスワード等を入力しないと新たな入力や操作ができなくなる画面ロック機能や、インターネットの接続が自動的に切断される自動ログアウト機能を有しています。契約者が当該機能を利用するにあたっては、当行所定の手続により行うものとし、契約者が当該機能を利用したこと、およびその設定内容により、契約者等に何らかの損害が発生しても当行は責任を負いません。

### (7) 利用上の制限

本サービスでは取扱可能額や取扱期間に当行所定の制限を設けています。また、当行は契約者に事前通知することなく、当該制限を変更する場合があります。

### (8) 自己責任の原則

契約者は自己の責任においてのみ、本サービスを利用するものとし、本サービス利用の結果、契約者等に何らかの損害が発生しても、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

### 3 本サービスの申込

#### (1) 申込方法

本サービスの利用にあたっては、当行所定の申込書による、本サービスおよび ValueDoor の申込が必要となります。

当行が申込書を受け付け、契約者に対し所定の手続を行ったときから、契約者と当行との間で本サービスに関する利用契約（以下「本利用契約」といいます）が締結され、本利用契約の効力が発生するものとします。

なお、本サービスの申込がなされた場合であっても当行の判断により本サービスの申込を承諾せず、本利用契約が締結されないことがあります。また、本サービスの申込は、当行が定める金融機関に限ります。

外国為替及び外国貿易法第一章第六条六号に定める非居住者に該当する方は、当行所定の書類を当行宛に提出し、当行が承認した場合に限り、本サービスを利用できるものとします。

#### (2) 利用サービスの選択

本サービスが提供する内容は、本規定に沿ったものとなります。利用サービスを変更する際には、契約者は、当行に対して必要事項を記載した申込書を提出するものとします。

#### (3) 外国為替先物取引に関する契約の締結

契約者は、本サービスのうち、為替予約取引を申し込む前に、ISDA 契約等当行と外国為替先物取引を行うために必要な契約を締結するものとします。

#### (4) ValueDoor ID の取得

本サービスの利用にあたり、契約者は ValueDoor の申込により、ValueDoor にて提供するサービスを利用するための利用者 ID（以下「利用者 ID」といいます）および、利用者 ID の利用可能サービス制限等を行う管理専用 ID（以下「管理専用 ID」といいます）を取得する必要があります。利用者 ID および管理専用 ID 毎に、認証種類（ValueDoor 利用規定に定めるパスワード認証、電子認証、IC カード認証のいずれか）を選択することができますが、認証種類によっては本サービスの一部を利用できない場合があります。また、当行より ID 発行を拒否する場合があります。

なお、本規定に「管理専用 ID」と記載のある場合については、特に定めのない限り、ValueDoor 利用規定に定める管理専用 ID（副）を含むものとします。

#### (5) 利用者の権限設定

- ① 本サービスの利用開始にあたっては、契約者は ValueDoor の管理専用 ID により当行所定の方法で、本サービスを利用する利用者 ID 毎に利用権限を設定するものとし、当該利用権限設定時に、各利用者毎の詳細な取引権限（取引上限金額など）を設定できる i-Deal 管理者（以下「i-Deal 管理者」といいます）を選択するものとし、なお、本サービスを利用する利用者 ID 数や、i-Deal 管理者数は当行の定めに従うものとし、
- ② 各利用者に設定された利用権限の変更についても、前号に定める権限設定と同様の方法で権限の変更を行うものとし、

## 4 本人確認

### (1) 本人確認方法（認証）の種別について

本サービスの利用にあたって、契約者は ValueDoor 利用規定に定める ValueDoor 認証を本人確認方法として利用するものとし、ValueDoor 認証には、パスワード認証、電子認証および IC カード認証の 3 つの種類があり、本サービスにおいては、それぞれ以下の通り取り扱うこととします。

#### ① パスワード認証

##### a. パスワード認証方式の登録、通知

契約者は、パスワード認証を利用するにあたり、ValueDoor 利用規定に定める ValueDoor ID と ValueDoor パスワードに加え、本サービス専用のパスワード（以下「i-Deal パスワード」といいます）が必要になります。また、パスワード認証では、本サービスの一部を利用できない場合があります。なお、ValueDoor ID および ValueDoor パスワードの取扱には ValueDoor 利用規定が適用されるものとし、

i-Deal パスワードは、契約者による本サービス申込後に利用者 ID 毎に当行が定め、当行所定のカード（以下「i-Deal パスワードカード」といいます）に記載して契約者の届出住所宛に郵送します。契約者は、i-Deal パスワードカードの受領後、i-Deal パスワードカード受領書を当行所定の宛先へ返送するものとし、

当行は、契約者からの i-Deal パスワードカード受領書を当行所定の方法で確認を行うものとし、その後の当行内での処理が完了した時点で当行は契約者に対して本サービスの提供を開始します。当行所定の期間経過後も本受領書が当行に未着の場合には、i-Deal パスワードを利用不能とすることがあります。この場合、契約者が本サービスの利用を開始するためには、契約者は後記① b の規定に従い手続するものとし、

パスワード認証の申込手続後、i-Deal パスワードカードが 1 ヶ月経過しても到着しない場合には、契約者は当行宛にその旨を連絡することとします。

#### b. i-Deal パスワードカードの再発行

契約者が、i-Deal パスワードカードの再発行を依頼するにあたっては、当行所定の申込書を提出するものとします。当行が i-Deal パスワードカード再発行の依頼を受け付けた場合、当行は当該 i-Deal パスワードカードを利用する利用者 ID に対する本サービスの提供を一旦停止し、契約者は再度、前記① a の規定に従い手続するものとします。

当行が後記(2)の規定に従って当行が要求する i-Deal パスワードと異なる入力が入行所定の回数以上行われた場合は、当行は当該 i-Deal パスワードの利用者 ID における本サービスの提供を停止します。契約者が当該利用者 ID による本サービスの利用の再開を希望する場合には、i-Deal パスワードカードの再発行依頼を当行所定の申込手続により行うものとします。

なお、ValueDoor パスワードの変更および再登録については、ValueDoor 利用規定が適用されるものとします。

#### ② 電子認証

電子認証の取扱については、ValueDoor 利用規定の同認証に関する諸規定が適用されるものとします。

#### ③ IC カード認証

IC カード認証では、本サービスの一部が利用できない場合があります。また、IC カード認証の取扱については、ValueDoor 利用規定の同認証に関する諸規定が適用されるものとします。

#### (2) 本人確認手続

本サービスを利用するにあたって、契約者は ValueDoor にログインするものとし、ログインした時点で本人確認を行います。この ValueDoor の本人確認手続については、ValueDoor 利用規定が適用されるものとします。

また、本サービスの利用者がパスワード認証を利用する場合、当行所定の取引において、当行は利用者に対し i-Deal パスワードの入力を要求します。この際、利用者は、i-Deal パスワードを当行所定の方法にて入力するものとします。入力された i-Deal パスワードが当行の要求した i-Deal パスワードと一致した場合には、当行は本サービスの正当な利用者による利用であるとみなします。

#### (3) ID、パスワード、電子認証、秘密鍵、端末、IC カード等の管理

- ① ID、パスワード、電子証明書、秘密鍵、端末、IC カードその他の本人確認に必要なものは、契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、ID、パスワード、秘密鍵は第三者に

は一切開示しないものとします。

- ② ID、パスワード、電子証明書、秘密鍵、ICカードその他の本人確認手段につき偽造、変造、盗用その他不正使用のおそれがある場合、契約者は当行宛に直ちにそれらの変更等当行所定の手続を行うものとします。

## 5 為替予約取引

### (1) 内容

本サービスにおける為替予約取引機能では、契約者が画面上に入力した通貨ペア、金額、受渡日等の取引条件（以下「取引条件」といいます）に基づき当行が提示する締結可能な外国為替相場（以下、本条において「提示為替相場」といいます）において、契約者当行所定の方法で締結意思を示す操作を行うことにより、為替予約取引を締結することができます。

### (2) 為替予約取引の締結

契約者が端末に表示された取引条件、提示為替相場を確認の上、当行所定の方法で締結意思を示す操作を行い、この操作による電文（以下本条において「締結意思表示電文」といいます）が当行所定の時間（以下本条において「規定時間」といいます）内に当行所定の機器（以下本条において「機器」といいます）に到達し、また、当行が締結可能と判断して機器での取引締結関連処理が問題なく完了した時点で為替予約取引が成立したものとします。これ以降、契約者は当該取引を取り消しできません。なお、規定時間は取引条件等により異なる場合があります。また、当行は、契約者に通知することなく規定時間を変更する場合があります。

提示為替相場が市場実勢相場と大幅に乖離している等、当行が明白に誤りであると合理的に判断した場合は、当行は当該提示為替相場を無効とし、取り消すことがあります。

これにより契約者等に何らかの損害が発生しても当行は責任を負いません。

締結意思表示電文が規定時間内に機器に到達しなかった場合、理由の如何を問わず、当該為替予約取引は成立しません。

また、締結意思表示電文が規定時間内に機器に到達した場合でも、当行は、当行のリスク管理の目的から、当行所定の手順・時間内で、締結可否の判断を行います。提示為替相場の提示後の相場変動が当行所定の基準を超過する（当行の有利・不利を問いません）等の状況が生じ、当行が締結不可と判断した場合は、取引は不成立となります。この場合、当行は不成立となった旨を当行所定の方法により契約者に通知します。なお、当行は、当該締結の可否の判断において確認する締結意思表示電文の内容を、当行の提示為替相場の決定その他当行が当該判断実施中に行う取引のために用いるものではありません。

ん。

### (3) 取引の内容確認

為替予約取引の約定結果(成立または不成立)は、当行所定の方法により通知します。万一、契約者が締結意思を示す操作を行ったにもかかわらず、当行から契約者に約定結果が通知されない場合には、契約者は必ず、後記 6 に定める取引明細照会機能にて取引内容を確認するものとします。

また、契約者は、本サービスにおける為替予約取引で締結した明細について、当行所定の方法にて、別途その内容を確認するものとします。なお、契約者の記録と当行の元帳等に記載された内容が相違する場合は、契約者は当行の元帳等に記載された内容に従うものとします。約定結果および取引内容の確認を行わなかったことにより生ずる損失は、契約者の負担となります。

### (4) 取引権限および取引上限額等の設定

i-Deal 管理者は本サービスの為替予約取引において、利用者毎に取引権限の付与または削除が可能です。また、利用者毎に取引上限金額の設定や、取引のサイド(外貨売りまたは外貨買い)、取扱通貨ペア等を限定することも可能です。なお、取引上限金額等の範囲内であっても、契約者の財務内容や取引状況等に応じ、当行の判断により取引が成立しない場合があります。

## 6 為替予約取引関連明細照会

本サービスでは、契約者は当行所定の操作手続により為替予約取引の各種明細照会を行うことができます。

本サービスにより照会可能な取引についても、取引の締結直後は画面上に表示されない場合があります。表示が遅延した場合を含め、取引明細の照会に際して、契約者等に何らかの損害が発生しても当行は責任を負わないものとします。

取引明細照会に際し、当該照会結果に時価情報や取引のシミュレーションが含まれる場合、それらは当行独自の方法により計算している参考値であり、万一、計算等に誤りがあった場合でも、当行は責任を負わないものとします。

本サービスにより照会可能な為替予約取引は、当行所定の期間内に締結された取引とします。なお、当行はこの期間を契約者に事前に通知することなく変更することがあります。

## 7 為替予約期日到来情報や契約者の設定情報に関する通知

契約者は当行所定の操作手続を行うことで、為替予約期日到来情報や契約者が任意に通知時間を設定した情報を i-Deal トップ画面や、契約者が予め ValueDoor に登録していたメールアドレスへの電子メールにより通知を受けることができます。

なお、当該機能の利用に際して契約者等に何らかの損害が生じても、当行は責任を負いません。ValueDoor へのメールアドレス登録は、契約者が十分な注意と責任をもって行うこととし、メールアドレス誤登録等によって、契約者等に損害が生じた場合であっても、当行は責任を負わないものとします。

## 8 公表相場や外国為替レート等の相場情報の照会・通知

契約者は本サービスにおいて、当行の公表相場（TTS、TTB など）や外国為替レート、当行のアナリストレポート等各種相場情報を閲覧することができます。なお、i-Deal トップ画面に表示する外国為替レートは気配値であり、為替予約取引の適用レートではありません。

これらの各種相場情報は、作成時点または提供時点における参考情報であり、取引等を勧誘するものではありません。取引等の決定はあくまで契約者自身が行うこととします。また、各種情報の利用および参照により、契約者等に何らの損害が発生しても当行は責任を負わないものとします。

また、契約者は、レートアラーム機能を利用して取扱通貨ペア毎に通知を希望するレート（以下「アラームレート」といいます）を設定することができます。市場実勢相場がアラームレートに到達した場合、i-Deal トップ画面や予め ValueDoor に登録していた契約者のメールアドレスに当該情報を通知します。

ValueDoor へのメールアドレス登録は、契約者が十分な注意と責任をもって行うこととし、メールアドレス誤登録等によって、契約者等に損害が生じた場合であっても、当行は責任を負わないものとします。

## 9 時事通信社提供の市況情報照会

契約者は時事通信社提供の市況情報を i-Deal トップ画面やマーケット情報機能で参照することができます。当該市況情報（以下「本情報」といいます）についての著作権（編集著作権を含みます）は時事通信社およびその各情報提供者（以下「情報提供元」といいます）に帰属します。契約者は、当行の提供する外国為替レートや相場情報等とは異なる場合があることを了承の上、本情報を利用することとします。

時事通信社および情報提供元に無断で本情報を複製、蓄積、翻訳、翻案、引用、転載、頒布、販売、出版、公衆送信（送信可能化を含む）、伝達、放送、口述、展示等することを禁じます。本情報は、何らかの取引の勧誘を目的として提供するものではありません。



取引等の決定はあくまで契約者自身が行うこととします。当行、時事通信社および情報提供元は、本情報の正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性、有用性等、内容を保証するものではありません。

また、当行、時事通信社および情報提供元は、本情報の利用により契約者等に生じたいかなる損害についても一切責任を負いません。契約者は、インターネット網の状況その他の事情により、本情報の遅延、中断、停止、誤びゅう、脱漏等が生じるおそれがあることを了承の上、本情報を利用することとします。

## 10 免責事項

### (1) 意図しない取引の締結

契約者が本規定に従って締結した取引については、その内容が契約者の誤操作に起因する等契約者の意図しないものであっても、契約者の意思に基づくものであったとみなし、これにより生じた損害について当行は責任を負わないものとします。

### (2) 当行都合その他による利用停止・終了

当行は、外国為替相場に急激な変化が起こった場合等に、契約者に事前に通知することなく、本サービスの利用を停止または終了することがあります。また、通信機器、回線およびコンピュータ等の障害、並びに回線の不通・輻輳等により、本サービスの利用が不能となる場合があります。この場合、契約者は、当行所定の方法により、為替予約取引の締結手続等を別途行ってください。本サービスの停止、コンピュータ等の障害等により生じた損害について当行は責任を負わないものとします。

### (3) 通信の遅延

前記10(2)の規定に定める他、通信機器、回線およびコンピュータ等の障害等、当行の責めによらない事由により電文の通信に遅延が生じた場合も、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。

### (4) 通信上の情報漏洩

インターネット等の通信経路において、盗聴・不正アクセス等がなされたことにより契約者のパスワード等、取引情報等が漏洩した場合も、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

### (5) 端末の不正使用等

契約者本人の責めによる不正使用等その他の事故があった場合、そのために生じた損害

について当行は責任を負いません。

また、前記 4(2)の規定に従い当行が正当な契約者による利用とみなして取り扱った場合、ID、パスワード、電子証明書、秘密鍵、端末、IC カードその他の本人確認に必要なものについて偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

#### (6) 郵便事故

当行が前記 4(1)①の規定に従い i-Deal パスワードカードを契約者に送付する際に、郵送上の事故等当行の責めによらない事由により、第三者（当行職員を除きます）が当該 i-Deal パスワードを知り得たとしても、そのために生じた損害について当行は責任を負わないものとします。

#### (7) 印鑑照合

契約者が届け出た書面等に使用された印影を、当行が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱った場合は、印章またはそれらの書面につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負わないものとします。

#### (8) 記録の保存

本サービスを通じてなされた契約者と当行間の通信の記録および電子文書等は、当行所定の期間に限り当行所定の方法・手続によって保存するものとします。当該期間経過後は、当行がこれらの記録・電子文書等を消去したことにより生じた損害について、当行は責任を負わないものとします。

#### (9) 情報の開示

法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられる場合（当局検査を含みます）、当行は契約者の承諾なくして当該法令・規則・命令等の定める手続に基づいて情報を開示することがあります。当行が当該情報を開示したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

#### (10) サービス内容変更・休止・終了

当行は事前に契約者に通知することなく、本サービスの内容を変更、休止または終了できるものとします。そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

#### (11) その他

災害・事変・裁判所等公的機関の措置等の止むを得ない事由があった場合、そのために

生じた損害について当行は責任を負いません。

## 11 禁止事項

契約者は、当行が書面により事前に承諾した場合を除き、以下のことを行ってはならないものとします。

- ① i-Deal にて提供されるサービスの全部または一部を利用して、当行および契約者以外の第三者に対するサービスとして提供すること。
- ② 本規定上の権利または義務の全部または一部を、当行および契約者以外の第三者に対して、譲渡・質入その他の処分をすること。

## 12 当行名称等の非開示

契約者は、本サービスの利用に関して、当行が事前に承諾した場合、または法令等の定めによる場合を除き、当行の商号（略称を含む）、社標（文字標章、図形商標その他当行を示唆するものを含む）その他当行が有する商標等を、広告、広報、当行および契約者以外の第三者との間で作成する書面、またはホームページ等において使用・表示する等して、本サービスの提供者が当行であることを第三者に開示しないものとします。なお、法令等の定めにより当行の名称等を開示する必要がある場合は、契約者は当行と協議の上、内容について事前に当行の承諾を得るものとします。

## 13 届出事項の変更

### (1) 届出事項の変更

本サービス申込に際する届出事項に変更がある場合、および本サービスの申込についての届出の印章を紛失した場合には、契約者は、直ちに当行所定の書面により当行宛に届け出るものとします。

但し、当行所定の事項の変更については、ValueDoor 利用規定で定める管理専用 ID を用いて契約者の端末により当行に届け出ることでもできるものとします。この場合、入力された管理専用 ID および当行所定のパスワードが、当行の要求した管理専用 ID およびパスワードと一致したときは、当行は正当な契約者による届出であるとみなします。

### (2) 変更届がない場合の取扱

契約者が前記 13(1)の規定に定める変更の届出を怠るなど当行の責めによらない事由に

より当行が送信した電文または当行が送付する書類等が延着しまたは到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

## 14 解約等

### (1) 解約方法

本利用契約は当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。解約の通知は書面によるものとし、その効力は、通知が到達し、当行所定の手続が終了した時点より発生するものとします。当行が解約の通知を契約者の予め届け出た住所に発信した場合は、その通知が契約者による住所移転や受領拒否等の事由により契約者に到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

### (2) 利用停止・終了事由

前記 10(2)に規定する事由が生じたとき、もしくは契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止または終了することができるものとします。

- ① 契約者が当行との取引約定に違反した場合等、当行が本サービスの利用の停止または終了を必要とする相当の事由が生じた場合
- ② ValueDoor の利用が停止または終了になった場合（この場合、ValueDoor の利用が停止または終了になった利用者についてのみ利用停止または終了することができるものとします）
- ③ 当行に予め届け出たメールアドレスの相違等により、当行から利用者宛に送信した電文が不着になった場合

### (3) 本利用契約の解約

契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、本利用契約を解約することができます。

この場合、契約者への通知の到着の如何にかかわらず、当行が解約の通知を契約者の予め届け出た住所へ発信したときに本契約は解約されたものとします。

- ① 手形交換所またはこれに準ずる電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
- ② 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があった場合、契約者の財産について仮差押、保全差押、差押の命令、通知が発送、または競売手続の開始

があった場合

- ③ 前②号の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたときと当行が判断した場合
- ④ 解散その他営業活動を休止した場合
- ⑤ ValueDoor が解約となった場合
- ⑥ 申込書または本規定に定める届出（変更の届出を含みます）につき、届出または記載の懈怠があること、または記載内容に誤りがあることが判明した場合
- ⑦ 当行に支払うべき本サービスの取扱手数料等を2ヶ月以上連続して支払わなかった場合
- ⑧ 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合
- ⑨ 契約者が不正な取引を行ったときと当行が判断した場合
- ⑩ ISDA 契約その他の外国為替取引に関し契約者が当行との間で締結している各契約の終了事由または解約事由が生じた場合
- ⑪ 本サービスが法令等（マネー・ロンダリング、テロ資金供与に係る内外法令などを含みます）や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると当行が判断した場合、および犯罪などへの関与が疑われる等相当の事由があると当行が判断した場合
- ⑫ 本規定その他契約者が当行との間に締結している約定・契約に違反した場合等、当行が解約を必要とする事由が生じた場合

## 15 規定等の準用

本規定に定めない事項については、ValueDoor 利用規定、契約者が当行との間で ISDA 契約その他の外国為替取引に関する契約を締結している場合はその各契約書、普通預金規定または当座勘定規定により取り扱います。

## 16 規定の変更

本規定の各条項、期間およびその他の条件は、当行が金融情勢その他諸般の状況変化等、相当の事由があると認める場合、本サービス画面上への表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとし、公表の際に定める1週間以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

## 17 契約期間

この契約の当初契約期間は、契約日から起算して 1 年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

## 18 準拠法と管轄

本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店または日本国内の当行取引店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以上